

第56回 生命倫理・安全部会	資料56-3-1
令和6年11月25日～27日	

ヒト受精胚等を用いる研究に関する専門委員会 における審議の概要

【日時】

令和6年11月18日（月） ※厚労省等の専門委員会と同時開催

【概要】

ゲノム編集技術等を用いたヒト受精胚等の臨床利用のあり方について、具体的な規制のあり方について審議を行った。審議事項の論点1と論点2（資料56-2）について専門委員会において了承されたが、出席委員からは下記のような意見があった。

- ・人工培養等、今まで以上に長期間の培養が可能になることが想定されるが、技術の進歩に対応できるような体制が必要ではないか。
- ・不妊症の原因のある精子や卵子に対するエピジェネティックな薬物治療は今後出てくることが想定され、適切な臨床応用の枠組みが必要ではないか。
- ・一部諸外国ではミトコンドリア核置換術の臨床研究が条件付きで実施されており、基礎的研究から臨床利用にかけて審査体制の枠組みが必要ではないか。
- ・エピジェネティックな影響は長期的に影響が残ることや次世代に引き継がれる事例もあり、規制対象の技術や将来的な臨床利用については慎重な議論が必要ではないか。

以上